第14回共同ワーキング・チーム議事概要

- (日時) 平成 30 年 6 月 22 日 (金) 9 時 30 分~11 時 30 分
- (場所) 中央合同庁舎第2号館 11階 共用1101会議室
- (議事) 1 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン (案) 等に係る検討
 - 2 独立行政法人会計基準の改訂(案)等に係る検討

【1 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(案)等に係る検討】

- 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン (案)等に関する事務局の説明を 踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 - ・今回の事業報告書の検討では、過去情報から将来情報へというのが大きな目玉の 1つであったと思う。翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画を書くのであれ ば、例えば、どういう考え方でこのような予算を組んだのかといった将来情報も 記載してはどうか。
 - ・財源の状況として、現金ベースの収入・支出を記載するように見えるが、例えば 国の財務書類では、財源を発生主義による収益の意味合いで使用している。ここ では現金主義的な意味合いと理解してよいか。
 - ・発生主義だと借入金による収入などが財源の状況に表示されないため、収益より も現金ベースで捉えたほうがわかりやすいのではないか。
 - ・事業報告ガイドラインに「作成の目安となる考え方」として6つ記載されているが、結論の背景に記載されている国際的な動向と少し順番や内容が異なっているため、何らか説明してはどうか。
 - ・「作成の目安となる考え方」は、国際公会計基準審議会の概念フレームワークや 国際統合報告フレームワークのみならず、独立行政法人の特性等も踏まえて整理 しているため、国際的な動向と順番や内容を一致させる必要はないのではないか。
 - ・情報の結合性(プラットフォーム)に関連して、事業報告書にリンク先を記載する場合には、関連する報告書等が作成されるたびにリンク先の更新をすることとなり大変ではないか。

- ・参照先の表示方法としては、例えば、関連する報告書等の名称のみ示す方法や、 電子上の取扱いとして、クリックすると関連する報告書等に移動できるようにし ておく方法が考えられるのではないか。
- ・独立行政法人については、パフォーマンスをどのように最大化していくかという 改革が行われたところであるが、今回は、さらに企業で話題になっている統合報 告書のような概念まで組み入れている。

成果を金銭換算して簡単に測定できない独立行政法人のような法人では、統合報告的な非財務情報と財務情報との結合という概念が本当に有益ではないかと感じている。むしろ、今回作成されたものが、営利企業をリードするような形にもなるのではないか。

・事業報告書のような書類は、年を追うごとに、記載が増え、ページ数が増えていくことが想定される。事業報告書のテンプレートを同時に提供するといいのではないか。特に、小規模の法人では、それを埋めると標準型でミニマム・スタンダードを充足できるというものが提供できるといいと思う。

【2 独立行政法人会計基準の改訂(案)等に係る検討】

- 独立行政法人会計基準の改訂(案)等に関する事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 - ・利益は、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩し額を加えた概念 としているが、必ずしも費用に対応する積立金の取崩し額が発生するわけではない。 例えば、費用と収益との差額に、積立金を取り崩して発生した費用がある場合には 当該積立金の取崩し額を加えた概念となるのではないか。
 - ・利益に関する記載のところに総利益、純利益という言葉を入れたらどうか。我々は、利益が経営努力の算定基礎だとわかっているので「総利益」しかないと考えるが、わかりにくいのであれば入れたらどうか。
 - ・収益認識の会計基準の適用が数年後に控えており、企業会計の現場では収益認識 基準について議論されているところであるが、今後、独立行政法人では何か手当 していく予定はあるのか。
 - ・負債の定義には、「義務」と「履行」という言葉が入っている。これと履行義務 アプローチとの関連や「基本的な指針」の概念整理、それから今後の企業会計実

務における収益認識基準の適用状況等を踏まえつつ、独法の収益認識についても 今後、検討していくことになるのではないか。

- ・独法会計基準の考え方に反する省令を定めることはできるのか。政策的な判断により、どう考えても企業会計ではやらないような処理だが、やらざるを得ない場合がある。主務省令というのは、それだけ強い優先順位にあるのか。
- ・主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく企業会計と異なる会計処理を定めることを排除するものではないとされている。ただし、その場合には基準及び注解の趣旨に抵触してはならないこととなる。

以上